

議案第21号

北名古屋市遺児手当支給条例の一部改正について

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市における遺児手当の支給要件に配偶者からの暴力被害者に対する項目を新たに加えるとともに、支給基準等の見直しを行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市遺児手当支給条例（平成18年北名古屋市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者

第5条第1項ただし書中「愛知県遺児手当支給規則（昭和45年規則第30号）第6条の3第1項」を「愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第6条の3第1項から第3項まで」に改め、同条第3項中「1箇年を2期に区分し、3月（10月から翌年3月分まで）及び9月（4月から9月分まで）に支払うものとする」を「1箇年を3期に区分し、4月、8月及び12月にそれぞれ前月までの分を支払うものとする」に、「支払い期月」を「支払期月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成26年8月1日から施行する。